

|        |                 |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和7年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(令和7年3月31日まで) |

各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿  
(参考送付先)  
庁 内 各 局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長  
各 地 方 機 関 の 長

警 察 庁 丙 鑑 発 第 2 号  
丙 刑 企 発 第 3 3 号  
令 和 2 年 3 月 3 1 日  
警 察 庁 刑 事 局 長

警察庁におけるDNA型鑑定業務実施要領の制定について(通達)

警察庁におけるDNA型鑑定業務については、「警察庁におけるDNA型鑑定業務実施要領の制定について(通達)」(平成27年3月31日付け警察庁丙鑑発第11号ほか。以下「旧通達」という。)により実施しているところ、この度、警察庁におけるDNA型鑑定業務実施要領について別添のとおり定めることとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、本通達は、科学警察研究所長と協議済みである。また、旧通達については、本通達の発出をもって廃止する。

別添

## 警察庁におけるDNA型鑑定業務実施要領

### 第1 目的

この要領は、警察庁におけるDNA型鑑定業務（以下「本業務」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 運用体制

本業務は、警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）が管理する検査施設において、犯罪鑑識官が行う。

### 第3 本業務の趣旨及び内容

#### 1 趣旨

本業務は、警察庁において被疑者資料に係るDNA型鑑定を行い、当該鑑定に係る被疑者DNA型記録の作成、対照、整理保管という一連の業務を効率的に実施することにより、犯罪捜査に資するものとする。

#### 2 内容

- (1) 警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）から囑託を受けた被疑者資料に係るDNA型鑑定を行う。
- (2) (1)のDNA型鑑定により、その特定DNA型が判明したときは、DNA型記録取扱規則（平成17年国家公安委員会規則第15号）及びDNA型記録取扱細則（平成17年警察庁訓令第8号）に基づき、被疑者DNA型記録の作成、対照、整理保管等を行う。

### 第4 鑑定体制

#### 1 鑑定員

本業務におけるDNA型鑑定（以下「本鑑定」という。）に係る鑑定員については、「DNA型鑑定の運用に関する指針」（平成31年3月29日付け警察庁丙鑑発第24号ほか別添。以下「指針」という。）3の例によるものとする。

#### 2 検査施設、鑑定方法等

本鑑定に係る検査施設、鑑定方法等については、指針4の例によるものとする。

## 第5 鑑定資料

本鑑定の対象となる資料は、指針5の例により検挙した被疑者から任意提出を受けた口腔内細胞のうち、犯罪鑑識官が都道府県警察へ配付する口腔内細胞採取キット（以下「採取キット」という。）で採取されたもの（以下「鑑定資料」という。）に限る。

## 第6 鑑定嘱託

### 1 嘱託方法

警察署長等が犯罪鑑識官に対して本鑑定に係る嘱託を行うときは、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 郵送用の封筒に、2(1)から(3)までに掲げる資料（以下「鑑定嘱託書等」という。）を同封の上、簡易書留郵便により送付する方法
- (2) 犯罪鑑識官の執務時間中に、鑑定嘱託書等を犯罪鑑識官が管理する検査施設に直接持ち込む方法

### 2 送付資料

- (1) 鑑定嘱託書
- (2) DNA型鑑定事務連絡表
- (3) 採取キットに同封された専用の収納袋に封入した鑑定資料

## 第7 鑑定

### 1 鑑定結果の通知

犯罪鑑識官が本鑑定を行ったときは、鑑定書を作成し、これを当該鑑定に係る嘱託を行った警察署長等に簡易書留郵便により送付するものとする。

### 2 鑑定書等の取扱い及び保管

鑑定書等の取扱い及び保管については、指針6の例によるものとする。